



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

850	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課).....	1
851	〃	(〃).....	1
852	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	2
853	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(〃).....	2
854	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	2
855	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	3
856	〃	(〃).....	3
857	救急病院の認定	(医務課).....	3
858	平成23年度砂利採取業務主任者試験の実施	(河川課).....	3
859	公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港振興課).....	4

告 示

和歌山県告示第850号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成23年8月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 特約業者の氏名又は名称
森下石油株式会社 代表取締役 森下正紀
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山県和歌山市新在家152番地
- 3 特約業者の指定取消しの年月日
平成23年7月25日

和歌山県告示第851号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成23年8月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 特約業者の氏名又は名称
湊商事株式会社 代表取締役 津野欣正
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山県和歌山市湊1771番地の9
- 3 特約業者の指定取消しの年月日
平成23年7月28日

和歌山県告示第852号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年9月20日まで縦覧に供する。

平成23年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年7月20日

2 名称

特定非営利活動法人かぐや姫

3 代表者の氏名

山崎たかね

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡白浜町堅田344番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は高齢者及び障害者（児）等に対して、生涯にわたってその地域で安心して生活をおくる為に必要な事業を行い、地域の環境保全のためのリサイクル活動に協力し地域福祉活動の増進に寄与する。

和歌山県告示第853号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年9月20日まで縦覧に供する。

平成23年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年7月19日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山 I T 教育機構

3 代表者の氏名

釜中甫干

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺商工会議所内

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民に対してコンピュータソフトウェア技術者を育成するための事業を行い、和歌山県内のコンピュータ関連社会の発展とそれを活用した地域経済の発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第854号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有医 119-23	しみず園診療所分院	有田川郡有田川町大字粟生710番地4	平成 23.7.1

和歌山県告示第855号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
湊、小川クリニック	田辺市湊1064-9	小川正明	平成 23.8.1

和歌山県告示第856号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
真寿苑クリニック	田辺市神島台4-1	森貴信	平成 23.8.1

和歌山県告示第857号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人恵友会 恵友病院
- 2 所在地 海南市船尾264-2
- 3 有効期限 平成26年9月23日

和歌山県告示第858号

平成23年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

平成23年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 試験の日時 平成23年11月11日（金）午前10時
- 2 試験実施場所 和歌山市茶屋ノ丁2-1

和歌山県自治会館 3階 304会議室

3 試験科目 筆記試験

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

- (1) 受験願書等の提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課（県庁南別館8階）

- (2) 提出書類等

ア 受験願書 1通

イ 写真 1枚

手札形とし、申請前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

エ 受験票送付用の送付先住所を記載した封筒

- (3) 受験願書等の提出期間

平成23年9月26日（月）から同年10月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、平成23年10月7日付け消印があるものまで受け付ける。

5 合格者の発表等

- (1) 合格発表日

平成23年11月25日（金）

- (2) 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に対し郵送により合否を通知する。

6 試験結果の開示

この試験の合否については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真つきで公的機関の発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に請求すること。

開示の期間は、合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）とし、開示の時間は開示期間中、午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分とする。

7 その他

- (1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において平成23年9月12日（月）から交付する。
- (2) 受験者は、試験開始10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。
- (3) その他試験に関する問い合わせは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで行うこと。

和歌山県告示第859号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立

てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を和歌山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成23年8月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸
和歌山下津港港湾管理者和歌山県
代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山市湊字青岸坪1342番61の地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑩の地点までを順次結んだ線、⑩の地点と③の地点を結ぶ平成5年秋分の満潮位（D.L. +1.69m）における公有水面と既設北防波堤との境界線及び①の地点と③の地点を結ぶ平成元年9月1日付け和歌山県告示第615号でしゅん功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（D.L. +1.57mにより決定）により囲まれた区域、並びに⑪の地点から⑬の地点までを順次結んだ線、⑬の地点と⑧の地点を結ぶ平成5年秋分の満潮位（D.L. +1.69m）における公有水面と既設護岸との境界線及び⑪の地点と⑧の地点を結ぶ平成5年秋分の満潮位（D.L. +1.69m）における公有水面と既設北防波堤との境界線により囲まれた区域

①の地点 和歌山港南防波堤灯台（北緯34度12分39.85秒、東経135度08分15.39秒）から28度03分18秒524.41mの地点

⑨の地点 ①の地点から249度53分45秒160.00mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から339度53分45秒93.91mの地点

③の地点 ⑩の地点から35度06分57秒101.03mの地点

⑪の地点 和歌山港南防波堤灯台（北緯34度12分39.85秒、東経135度08分15.39秒）から7度00分02秒506.26mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から339度53分45秒74.07mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から69度53分45秒125.53mの地点

⑧の地点 ⑬の地点から226度55分48秒48.63mの地点

(3) 面積

19,889.82㎡

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成8年2月13日 和歌山県指令6港第248号

5 しゅん功認可年月日

平成23年8月5日